

## 民間提案審査部会の設置について（案）

令和元年 5 月 24 日  
民間活用推進委員会決定

## 1 目的

川崎市民間活用推進委員会（以下、「委員会」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく民間提案（以下、「民間提案」という。）について、提案者からの提案内容の妥当性等の審査を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年条例第 1 号）（以下、「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、委員会に民間提案審査部会（以下、「部会」という。）を設置する。

## 2 所掌事務

- (1) 民間提案の提案内容の妥当性の審査に関すること
- (2) その他、民間提案について部会で審議が必要な事項に関すること

## 3 組織

- (1) 部会の委員は、委員会の委員又は条例第 4 条第 3 項の規定に基づく臨時委員として、民間提案の提案内容に関して高い識見を有する者から、委員会の会長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- (3) 部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

## 4 部会の決議の取り扱い

条例第 8 条第 7 項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。

## 5 庶務

部会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室民間活用担当において処理する。

## 6 雑則

前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。